

令和3年度第4回人権擁護審議会(会議録・要約)

- 日時 令和4年2月28日(月) 午後2時00分～4時00分
- 場所 サンライフ甲西 2階大ホール
- 出席 出席者 14名 欠席 1名
- 事務局出席者 市長 総務部市民生活局長 人権擁護課長 課長補佐 主査 主査

開会 人権擁護課長 進行

1. あいさつ

会長あいさつ

諮問:市長から会長へ諮問(諮問書を市長から会長へ手渡し)

資料確認:進行より

2. 報告事項

「湖南省男女共同参画アクション2017計画」改訂のスケジュールについて

○会長

それでは議事に入る。

先ほど本審議会に諮問を受けた。

今回の会議は市長からの諮問を踏まえ、「湖南省男女共同参画アクション2017計画」の改訂について審議を行うことになっている。

それでは報告事項の「湖南省男女共同参画アクション2017計画」改訂スケジュールについて、事務局から説明を。

○事務局

資料1を参照しスケジュール説明

○会長

男女共同参画計画改訂スケジュールについて、何かご意見、ご質問を。

(意見なし)

意見がないようなので、改訂スケジュールについては、内容をご理解いただいたものとして、次の議題に進める。

3. 協議事項

湖南省男女共同参画アクション 2017 計画（改訂版）素案について

※協議事項以外でいただいたご意見については、一部内容を省略しております。

○会長

湖南省男女共同参画アクション 2017 計画（改訂版）素案について、事務局から説明を。

○事務局

資料 2～4 を参照し計画改訂版素案について説明

○会長

計画改訂素案について、ご意見、ご質問を。

○委員

資料 3 の 7 ページに、人口の将来予測が掲載されているが、湖南省の広報に掲載されている人口とは差があるように感じる。

○事務局

湖南省の広報に掲載されている人口は、住民票を湖南省に置いている人口で、資料 3 計画改訂素案に掲載されている人口は、国勢調査の結果に基づいて人口の将来予測をしている。

○委員

実際の数というのは、広報に掲載されている数字が正確ということではないか。国勢調査は正確につかみにくくなっているようなことを聞く。広報に掲載されている人口では 2022 年 2 月で湖南省の人口が 54,623 人となっているが、資料 3 の国勢調査を基にした人口の将来予測では、2020 年時点で 53,643 人となっている。2%の差があるが、その数字の差はどのように考えておられるか。

○事務局

広報に載っているデータは住民基本台帳を基本としているデータなので、住民登録をされている方の人口になる。住民登録はしているが、実際は違う市町に住んでいる場合もあるかと思う。国勢調査は、住民登録の有無ではなく、実際に湖南省にお住まいの方に調査票を配布して回答いただいた数字に基づいている。本計画では実際に湖南省にお住まいの方の人数や年齢別の人口割合を活用するため、国勢調査に基づく将来予測を掲載している。

また、資料 3 の平成 30 年度作成の人口予測は、平成 27 年度の国勢調査を基に予測をし

ているはず。令和2年度にも国勢調査はあったが、コロナの関係で結果公表が遅れており、その関係で住民登録の数字とも誤差が生じてくるかと考えている。国や県の計画でも国勢調査を使った予測を統計の分析に使用しているため、市としてもそちらに合わせるような形で資料を作成している。

○委員

いくつか質問と資料に数字のミスがありますので、報告させていただきたい。

まず、資料2の現状と課題の1の(3)。市の職員の課長職以上の件数が、33番目に多い30%となっているが、実際は33番目ではなく3番目。

次に資料3の11ページ。市職員の女性管理職の割合や女性の市議会議員の割合が他市と比較して高いが、地域住民自治団体の代表、副代表の割合が非常に低いのは、残念。

私の区でも班長は順番にまわってくるが、女性の区長や評議員は今まで1人もいない。それが、この数字を示していると思う。もっと地域で女性参画を進める対策を考えていかないといけない。

その対策としての施策や取組が資料3の51ページに掲載されているが、これだけでは物足りない。地域や自治会での女性の参画をもっと積極的に進めるべき。

最後に資料3の6ページに戻るが、国・県・湖南省の動向が記載されている。現在、10年計画の中間にあたるが、前半5年間の実績がもう少しまとめられていないように思う。その5年間、どういう施策や取組をして、どういう実績が上がってるということをもっと具体的に知りたい。本日の資料の時点で、ものすごく膨大な資料で、計画本編に掲載するとさらに長くなると思うので、別表のような資料で、後日、前半5年間でこんなことをしたという資料をいただきたいと思う。

○事務局

3つ意見をいただいたが、資料2の数字については資料が誤っておりますので、修正させていただきます。

意見の2つ目について、自治会の女性区長、副区長の割合が低いということで、52ページに記載されている見直し後の取組がちょっと物足りないのご意見いただいた。自治会で女性の代表、副代表の割合が県内他市と比較して少ない原因は、他市と自治会の規模が違うということも関係しているかもしれない。52ページの取組では、その原因や女性の役員がいなくても女性の意見を取り入れるような活動はあるのか実態調査をする取組を追加している。そういった取組でまず原因分析をさせていただいて具体的にどうしていったら良いかという取組を検討していきたいと考えている。

最後の質問の前半の5年間の取組実績については、資料3の計画本編に記載できるかどうかは庁内で検討する。また、会議録を送付させていただく際に取組実績一覧のようなものを送付させていただけたらと思う。年度ごとの取組実績については、毎年、市ホームページ

で公開させていただいている。

○委員

湖南省の審議会の位置付けについての意見と質問。

湖南省の審議会は基本的に、国や県、他市町と同じスタンスと考えて良いのか。審議会は市の御用機関ではないと考えるが。

○委員

審議した内容の進捗度を確認する機関はあって良いと思う。成果が上がったのかどうか。その成果を見て、訂正すべきところがあるなら訂正したら良い。不要な取組があるなら削除したら良い。追加しないとイケない取組があるなら追加したらいい。

○事務局

審議会の位置付けは、人権擁護審議会に関しては、市長の諮問に応じて調査審議を行うというところで、位置付けをされている。基本的には、国や県、他市町の審議会と同じスタンスで進めさせていただきたいと思っている。

○委員

私からは、4点意見がある。

1つは令和3年度に策定した人権総合計画に実施計画が必要。そしてその実施計画と男女共同参画計画等の各種計画と横の連携をして整合を図って欲しいというのが1点。他の計画はあるのに人権総合計画だけないのはおかしい。

それともう1点。資料3の44ページ。施策の方向④、複合的な差別を盛り込んでいたが、今日いただいた多文化共生推進プランの外国籍の住民の部分が抜けていると思う。ここが多文化共生推進プランでも、その辺はリンクできてるのかどうかと見たら、リンクしてないように思う。その辺をどういように調整を図っていくのかというのを気づいたので意見した。それが1点。外国籍の複合的な差別、特にコロナで外国籍の方は、しんどい状況になってるので、当然多文化共生推進プランでもそのことについて記載があるのかと思って見ていたが、できていない。多文化共生推進プランについては、もう策定作業が終わっているのであれば、改訂中でまだ修正ができる男女共同参画でカバーしないといけないのではないか。

それと55ページについても意見がある。子育てに関するニーズ調査や子育て支援センターに関することは書いてあるが、児童館が抜けている。児童館は子育て関係の取組もやっているの、そこは連携して欲しい。人権総合計画では児童館という文言が入っている。だから整合性を持たす必要があると思う。

男女の計画ではないが、児童館の関連だと地域福祉計画と地域福祉活動計画のバブリッ

クコメントが募集されているが、部落差別や児童館という文言が全く出てきていない。前は入っていたはず。横の連携をお願いしたい。

○事務局

4つの質問があったかと思うが、まず1点目と4点目について回答させていただく。

人権総合計画の実施計画の件については、前回の審議会でご意見を頂戴していたかと思う。

人権総合計画は理念計画のため、その理念を行政、市民、事業所、様々なところに浸透させるということが一番大きな課題かと思っている。それを見ながら、それぞれの課、あるいは事業者、それから支援団体の中で何ができるかということを考えつつ、実施計画を立てていくという流れになっていくのかと考えている。その中で、行政では、人権総合計画以外に、男女共同参画であればアクション計画があったり、多文化であれば、多文化共生推進プランがある。その中で、実施計画のような数値目標が掲げられていたり、施策や取組について具体的に記載しているので、そのあたりの整理をさせていただいて、例えば、人権擁護課の中で総合計画に基づいて今年は何をやるのか。5年間かけてどういうことをやっていくのかということは検討しないといけないかと思う。

様々な計画の中の数値目標等もあるので、その中で毎年きちんとしていかないとはいけなかなと思っています。おっしゃったように作って終わりの計画ではないので、やはり外部評価のようなものを委員の皆様からいただくということを検討したいと考えている。

地域福祉計画については、庁内の他の部署が作っているので、人権擁護審議会でもそのようなご意見を頂戴したということをお伝えさせていただきたい。

○委員

人権総合計画の時にも児童館と部落差別についての横との調整は言っていた。だからこれは、他課がというのではなく、どの計画でもどこの課も連携して整合を図る調整が必要。

まだ最終決定していないと思うので、しっかり担当課と調整して欲しい。

○事務局

新しい総合計画については、令和4年度からこれに基づいて進めていくことについて、しっかり他の部署にも浸透させていきたいと思っている。

また、「複合的な差別」の外国籍の記述について、ご意見いただいたかと思うが、改訂前のアクション2017計画には平成29年3月に策定した時から入っていない。理由の1つとしてアクション2017の1つ前の計画であるアクション2007には、多文化共生に関することも入っていたが、アクション2007が終了して、次の計画としてアクション2017を策定する際に多分化共生に関することは多分化共生推進プランでやっていくということで、平成28年度の男女共同参画懇話会や人権擁護審議会でもご説明させていただいて、アクシ

ン 2017 には入れなかったという経緯がある。

○委員

このことについては多文化の計画に記載されている等、リンク性がないといけない。詳しくは多文化の計画でといったように、しっかり連携して欲しい。

○事務局

同じページの下にある注釈でも複合的差別の説明を記載しているが、そこに多文化や外国籍に関する説明の追加を検討する。

○委員

この点については、多文化共生推進プランの何ページに記載しているといったような、書き方をした方が市民の行政サービスとしては丁寧。初めて計画を見る人が他の関連計画のどこに施策や取組が記載されているのか目次のようにこの計画にも記載されていたら、関連計画の施策の担当課に聞きに行きやすい。その辺を誘導できるようにするのが市民サービス。そういうことをしっかりして欲しい。資料編に入れるというのは不親切。

横串で他の関連計画との整合を図って欲しい。具体的に書く項目もあれば、他の各種関連計画に書いているものは、その計画の何ページに書いていると紹介しておく。今年度策定した人権総合計画では全てのところにしっかりここが掲載されている。そのための総合計画。

人権は障がいも女性も全ての分野が含まれている。人権総合計画は非常に大きな計画なので、そこで具体的な取組をたくさん書けと言ってるわけではない。それぞれの各種計画があるので。

そういう位置付けで計画を策定いただけると、初めて計画を見る人もどんな制度があるのか、分かって、各担当課の窓口で対応してもらえる。それが行政のワンストップサービスになる。計画もワンストップサービスにしないとけない。

○委員

資料 3 の 44 ページ。複合的な差別を受けている女性のための相談体制の充実。施策の 11。先ほど他の委員が外国人のことを言ったが、私はその施策 11 の一番上、「部落差別問題にかかる女性のための地域総合センターにおける生活相談、人権相談の充実」とあるが、柑子袋会館と岩根会館は廃止になる。議会では 1 票差で廃止が決定したが、総務常任委員会では稼働率の低さが廃止の理由の 1 つとなっていた。それは行政が、地域の住民が相談に行きたい。行こうと思うような魅力的な運営をしてないからではないか。

また、岩根会館に関しては、部落の人口は減っているが、外国人労働者は多い。隣保館事業というのは、部落だけに限っていないので、施策や取組をそちらにシフトしても良かったのではと考えている。確かに市の財政が苦しいのはわかるが、いろんなことを考えて欲しい

など思っている。

○事務局

おっしゃったように、現実的には9対8と。僅差で賛成、当然賛成になった以上はその方向で進めていくということだが、反対された8票についても、なかったことにはならないというふうに思うので、重く受け止めていきたい。

○会長

いろいろ貴重なご意見、お願い事項をいただいた。事務局の方で検討を。

○委員

資料3の65ページについて、第6章の計画の推進体制に関することが記載されているが、この推進体制をどのように構築していくかが重要。市の他の審議会や推進委員会でもPDCAサイクルでやっていきますといつも書いてあるが、私の感覚では実効性が全くない。

キーマンになっている人はどなたなのかということを知りたい。行政と民間とは違う部分もあるかもしれないが、民間ではグループになって1つのテーマを集中的にやっていく。行政のこれだけ大きなプランでPDCAを進めていくのは大変だとは思いますが、私は市のPDCAサイクルの推進方法に疑問がある。何か言葉だけで終わっている気がしてならない。

どこの機関が中心となって計画の進捗管理をするか等分かりやすいように計画にも掲載すべき。

○会長

PDCAは企業も行政の方もやっただいただいていると思う。その上で毎年度進捗状況を把握して評価するというPDCAをいかにまわしていくかが重要。その部分について計画の内容にもう少し詳細に記載いただければ見える化ができると思うので、私からもよろしくお願ひしたい。

他に何かご意見があれば。いろいろと皆様から貴重なご意見、ご質問等もお伺いさせていただいた。様々なご意見をいただいた中で、本日提示された改訂素案については、なかなか十分満足というところまでは至ってないかなと、皆様のご意見を聞いて感じている。

今後については、4月にパブリックコメントを実施して、6月ごろ実施予定の人権擁護審議会に答申案を審議することになる。事務局は、本日の審議会の意見を踏まえて、素案の調整をお願ひしたい。

4. その他

第3次湖南省市多文化共生推進プランの策定について（報告）

○会長

その他、第三次湖南省市多文化共生推進プランについて、事務局より説明を。

○事務局

当日配布資料を参照し、第3次湖南省市多文化共生推進プランについて報告。

○会長

多文化推進プランについては、報告事項という形になっているので、何かご意見があれば、多文化共生の担当に連絡を取っていただきたい。

同和対策審議会と人権擁護審議会の一本化について

○会長

他に事務局の方から何か。

○事務局

当日配布資料に基づき、同和対策審議会と人権擁護審議会の一本化の案について説明。

○会長

何かご意見、ご質問等を。

○委員

同和対策審議会も開くということで良いのか。

○事務局

同和対策審議会の委員の同意もいただく必要があるので何らかの形で開催あるいは書面開催という形になるかもしれないが、もう1度ご意見を頂戴したいと考えている。

○委員

非常に慎重に審議をしてもらいたいということが1点。

もう1つは、人権擁護審議会で部会を設けると記載されているが、前に意見していたのは、常設部会を作るべきだと言っていた。そうでないと、十分に理解を得られないのではないかとというのは、問題提起をしてたはず。湖南省市の人権擁護審議会で取り扱う議題は、かなり人権の幅が広い。作ったり作らなかつたりする部会よりも議会で常設の委員会があるように、目的に沿った常設委員会を設ける方が、しっかりした運営ができるのではないかとこの

とは、だいぶ前に言った。

○事務局

基本的に人権擁護審議会も部会の常設をしているが、規則の中では、必要に応じ専門部会を置くことができる。同和対策審議会も同じだが、必要と認められた部会を置くことができるという文言になっている。ただ、現在常設の部会を置かせていただいているので、そちらについては継続というように考えている。

○会長

よろしいか。

○委員

部会の常設とは例えば、男女共同参画や障がい者に関する部会などは、どうしていくのかという意味。男女共同参画が懇話会で対応するのであれば、それ以外の部会はどうするのか。どちらにしても議論の場がないと、他の各種計画などと整合性や調整はできない。

人権擁護審議会というのは非常に幅広いので、抽象的な部会だけでその時々、不安定な要素を持って部会を作ったり、作らなかつたりしたら、計画そのもののしっかりした計画的な積み上げなり、議論ができない。そういう危惧があるから、常設の部会をしっかりと作っておくべきだろうという認識で提案した。そのことをしっかりと踏まえておかないと、その時々都合によって部会を作ったり作らなかつたりしたら、計画の策定やチェック機能が十分にできない。だから、そういう意味で、積み上げは非常に大事なことなので、その辺をしっかりと踏まえた上で、検討しないといけないのでは。本日即答してくださいとは言っていない。問題提起をさせていただいた。

○事務局

現在、部会としては3つ設けている。条例化する中で、全て細かいところまで、ここに盛り込めると一番良いが、条例というのは、改正する場合に議会の承認が必要になってくる。

○委員

規則は議会に通さなくても良いので、いつでも改正できる。条例に入っているかどうか大きなポイント。常設の部会が条例に記載されている。そこが市民に信頼されること。だから同和対策審議会もなくすのであれば、そのことが担保できているかどうか重要。今まで地区がないことのように、差別があってもないことのようにされてきた経緯がたくさんある。女性や障がい者、外国籍の課題でも同じ。マイノリティーに優しい市として、しっかりと光を当てた行政を運営していくという姿勢があるならば、規則よりも条例に部会の常設を位置づけることが市民に信頼される行政。そこで委員が議論すれば、スムーズに進行でき

る。それがP D C Aで審議会の役割がしっかり認識され、計画的に市の行政を推進できる。
そういう意味で非常に大切なことだということをあえて、問題提起させていただく。あとは検討していただく。

○会長

他に、何かご意見は。

○委員

2つの組織を1つに一本化ということで、組織の委員数が25人と20人以内。合計45人になると思うが、一本化して、委員が20人というのは、ボリューム的に負担にならないのか。25人、20人が、私は別々の人やと思っているので、そのように考える。半分以上委員が被っているということであれば、人数が少し減った程度かと思うが、委員の構成が全然別人だとしたら45人で審議していた内容が20人で良いというのは大丈夫かという質問。

○事務局

現在、人権擁護審議会は25人以内となっているが、16人の委員で構成されている。

人権擁護審議会と同和対策審議会両方の委員を勤めいただいている方もおられる。

その中で、例えば人権擁護審議会の部落差別解消部会という部会があるので、同和対策審議会の委員を人数絞ってそちらに入らせていただくということも今後できるかと思う。

どちらにしても委員の負担にならないように検討したい。

○会長

他にご意見等があれば。

(意見なし)

本日の議事は、いろいろとご意見が出たが、議事は一応終了という形になった。これをもって議長の任を解かせていただく。

閉会：副会長あいさつ